

令和 8 年度 被災宅地危険度判定士養成講習会

令和 8 年 1 1 月 4 日

鹿児島県 土木部 建築課

被災宅地危険度 判定制度について

○被災宅地危険度判定制度の目的

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、**被災宅地危険度判定士**による危険度判定を実施することによって、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し**住民の安全の確保を図る**ことを目的としています。

(県実施要綱第1条)

○被災宅地危険度判定士とは

被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」）は、被災した市町村又は都道府県の要請に応じ、宅地の危険度を判定する**技術者**です。

宅地判定士とは、下記のいずれかの**資格を有し被災宅地危険度判定士養成講習会を受講した者**
（県登録要綱第2条）

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法又は都市計画法に規定する設計資格を有する者
- (2) 国又は地方公共団体等の職員で、土木・建築等に関し一定期間以上の実務経験を有する者

○被災宅地危険度判定士とは

- (3)建築士法による二級建築士として一定期間以上の実務経験を有する者
- (4)建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理技士の資格を有する，二級施工管理技士として一定期間以上の実務経験を有する者

○登録期限など

宅地判定士の登録は、受講した養成講習会の修了日から 5 年を経過した日の年度末日まで有効です。

有効期限の前に養成講習会を受講したときは、登録の更新を受けることができます。（県登録要綱第 6 条）

★鹿児島県の宅地判定士は、令和 8 年 4 月現在、5 0 4 名が登録されています。

（県職員 9 8 名，市町村職員 3 5 3 名，公社等 2 名，
民間技術者 5 1 名）

○被災宅地危険度判定の実施

宅地判定士は、被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた基準により判定します。

判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の見やすい場所に表示し、宅地の使用者・居住者だけでなく、付近を通行する歩行者等にも判定結果を識別できるようにします。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置、判定結果の問い合わせ先も表示します。



○地方自治体の役割

被災した市町村は、危険度判定の実施主体となり、宅地判定士の危険度判定および危険度判定の実施に伴い生じる責任を負うとともに、判定結果について宅地所有者等に情報提供を行います。

(県実施要綱第3条)

鹿児島県は、被災した市町村からの要請に基づき、危険度判定活動を支援するとともに、必要に応じて他県等へ宅地判定士の派遣を要請します。

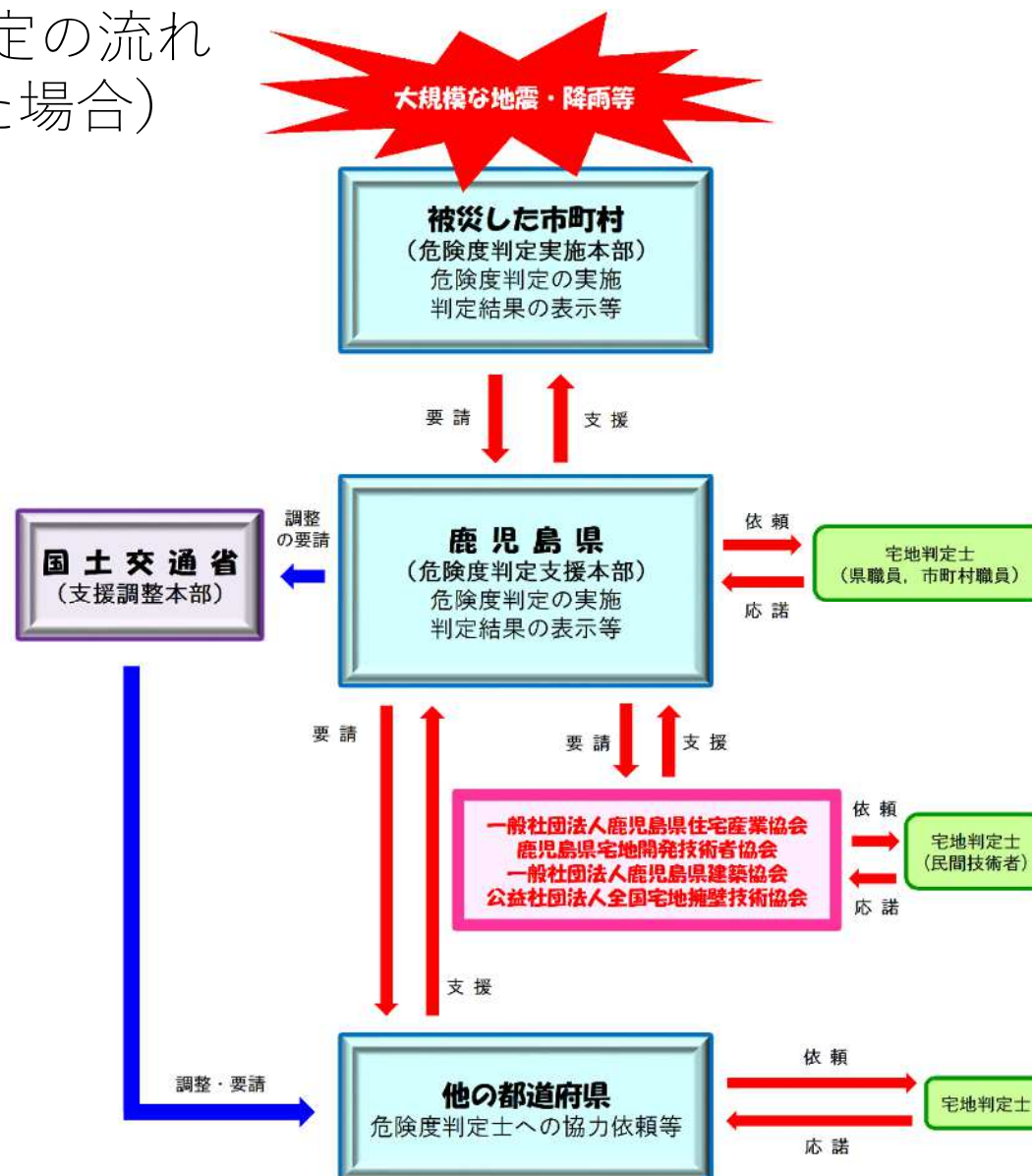
また、他県等から支援の要請を受けた時は、登録した宅地判定士に協力を依頼します。

(県実施要綱第4条)

◆被災宅地危険度判定制度について



○被災宅地危険度判定の流れ (県内で被災した場合)



○宅地判定士の災害補償

県及び市町村は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起因する疫病に罹った場合に係る補償制度を活用して、**宅地判定士の災害補償**を図るものとしています。

(県実施要綱第7条)

補償制度の詳細は、全国協議会が定める細則によることとしています。

※ 公務災害補償制度を受けることができる者
以外に適用する補償制度

○過去の地震ごとの被災宅地危険度判定結果

地震ごとの被災宅地危険度判定結果

地震名	発生日	最大震度	被災宅地件数※
阪神・淡路大震災	1995. 1. 17	7	1,874
鳥取県西部地震	2000. 10. 6	6 強	294
新潟県中越地震	2004. 10. 23	7	1,118
福岡県西方沖地震	2005. 3. 20	6 弱	351
新潟県中越沖地震	2007. 7. 16	6 強	726
岩手・宮城内陸地震	2008. 6. 14	6 強	98
東日本大震災	2011. 3. 11	7	3,592
熊本地震	2016. 4. 14	7	4,788
鳥取県中部地震	2016. 10. 21	6 弱	617
島根県西部地震	2018. 4. 9	5 強	120
大阪府北部地震	2018. 6. 18	6 弱	58
北海道胆振東部地震	2018. 9. 6	7	59

※「危険」+「要注意」と判定されたもの

地震による大規模盛土造成地の被害



(東日本大震災:宮城県仙台市)



(北海道胆振東部地震:札幌市)

造成年代が古い盛土造成地は地震に脆弱(東日本大震災での検証)

- ・ 滑動崩落による被害を受けた盛土造成地の多くは70年代以前に造成。
- ・ 一方で、2006年以降(技術基準の強化)に造成された盛土造成地では、滑動崩落被害は発生していない。

造成年代	1949年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000～2005年	2006年以降	合計
地区数	2 (1%)	7 (4%)	81 (45%)	46 (25%)	31 (17%)	10 (6%)	2 (1%)	0 (0%)	179

高度経済成長期にあたる1970年代までに造成された地区が全体の約3/4を占めている。

2006年～
宅地造成等規制法の改正
＜技術基準の強化＞

1998年～
宅防災マニュアル第一次改訂
＜宅地の耐震に関する記述の充実＞

1961年～宅地造成等規制法
1968年～都市計画法
＜宅地造成に関する規制の実施＞

3

令和元年度宅地防災等担当課長九州・沖縄地方ブロック会議 資料より

○令和 7 年度 被災宅地危険度判定実施状況

- ・ 令和 7 年 7 月 5～6 日のトカラ列島近海地震（最大震度 5 強）における本県の被災宅地危険度判定の実施はなし
- ・ 令和 7 年 11 月 25 日の熊本県阿蘇地方地震（最大震度 5 強）における熊本県及び大分県の被災宅地危険度判定の実施はなし
- ・ 令和 7 年 12 月 8 日の青森県東方沖地震（最大震度 6 強）における北海道、青森県、岩手県、宮城県の被災宅地危険度判定の実施はなし
- ・ 令和 8 年 1 月 6 日の島根県東部地震（最大震度 5 強）における島根県の被災宅地危険度判定の実施はなし

○熊本地震における判定業務

H28.4.14

21:26 前震発生（最大震度 7， M 6. 5）

H28.4.16

1:25 本震発生（最大震度 7， M 7. 3）

15:44 被災宅地危険度判定連絡協議会のブロック幹事である
宮崎県から派遣準備を行う旨連絡

H28.4.17

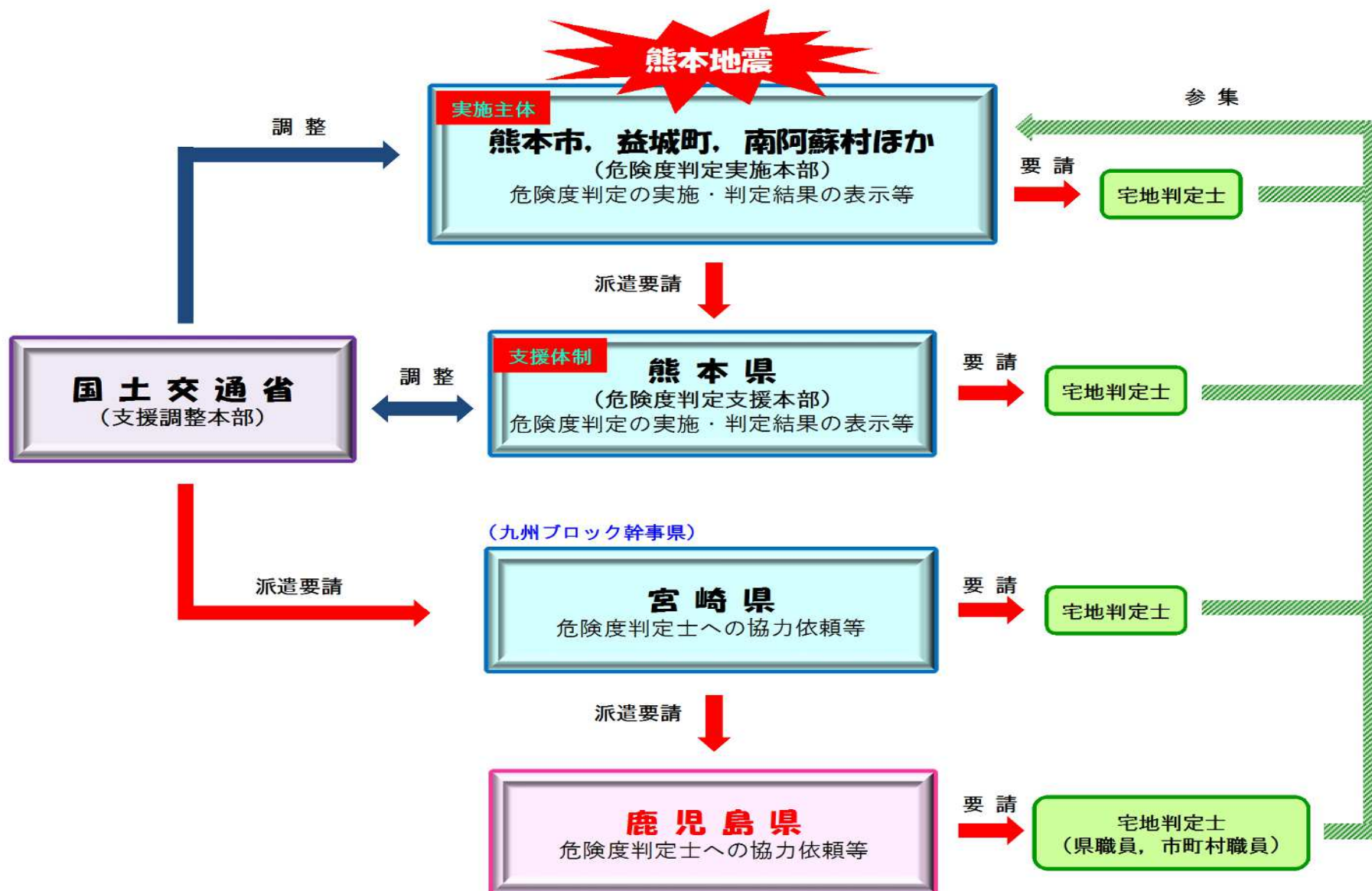
～19 国土交通省都市局などを構成員とする被災宅地危険度
判定班の立ち上げ（被災状況の把握， 判定実施計画の立案）

H28.4.19 熊本市が派遣受入可能との連絡（ブロック幹事）

H28.4.20 熊本市の判定業務開始（～5.8まで）

H28.5.17 益城町の判定業務開始（～5.22まで）

◆被災宅地危険度判定制度について



派遣結果概要

宮崎県（被災宅地危険度判定九州ブロック幹事県）からの派遣要請に基づき、
本県からも判定士を派遣

○派遣期間 平成28年4月20日（水）～5月8日（日），5月17日（火）～22日（日）25日間

○延べ派遣人数 120人（行政 120人）

県職員 63人（建築課，南薩振興局，姶良・伊佐振興局，大隅振興局）

市町村 57人（鹿児島市，鹿屋市，阿久根市，薩摩川内市，曾於市，いちき串木野市，日置市
伊佐市）

※全体 2,841人（熊本県外 2,836名，熊本県内 5名）（5/29現在）

○調査件数 907件（調査済（青）22件，要注意（黄）146件，危険（赤）82件，
簡易調査 657件）

※全体 19,645件（調査済 825件，要注意 1,912件，危険 2,662件，簡易調査 14,014件，
判定不能等 232件）（5/29現在）

○判定実施市町村 熊本市，益城町

○被災宅地危険度判定の判定事例

	擁壁の損傷	法面の崩落	液状化
調査済み			 わずかに噴砂あり
要注意	 練積擁壁の隅角の分離	 法面一部崩落	 噴砂
危険	 擁壁の崩壊	 法面崩落	 不同沈下 建物の傾斜

令和元年度宅地防災等担当課長九州・沖縄地方ブロック会議 資料より

◆被災宅地危険度判定制度について



被災した間知ブロック積み擁壁の高さ測定（危険判定）



上部が崩壊した空石積み擁壁（危険判定）



判定結果の貼付状況（危険判定）



ため池の法面が滑落したクラック（要注意判定）



◆被災宅地危険度判定制度について



地盤クラックの幅を測定（危険判定）



崩壊した空石積み擁壁の高さ測定（危険判定）



水平移動したL型擁壁の移動距離を測定（危険判定）



折損した間知石積み擁壁の高さ測定（危険判定）



◆被災宅地危険度判定制度について



空石積み擁壁の崩壊



間知ブロック積み擁壁のクラック（隅角部）



空石積み擁壁の崩壊



間知ブロック積み擁壁の崩壊（隅角部）



◆被災宅地危険度判定制度について



液状化の状況（熊本市南区）



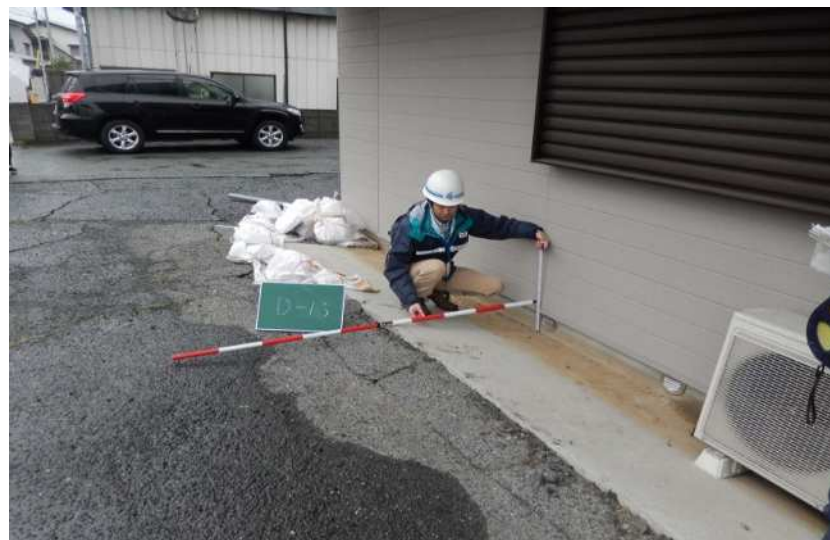
液状化により宅地地盤が沈下（噴砂）



液状化により電柱が沈下（噴砂）



液状化により宅地地盤が沈下



◆被災宅地危険度判定制度について



判定結果の現地表示（危険宅地）



判定結果の現地表示（危険宅地）



判定結果のステッカー（危険宅地）



判定結果の現地表示（要注意宅地）



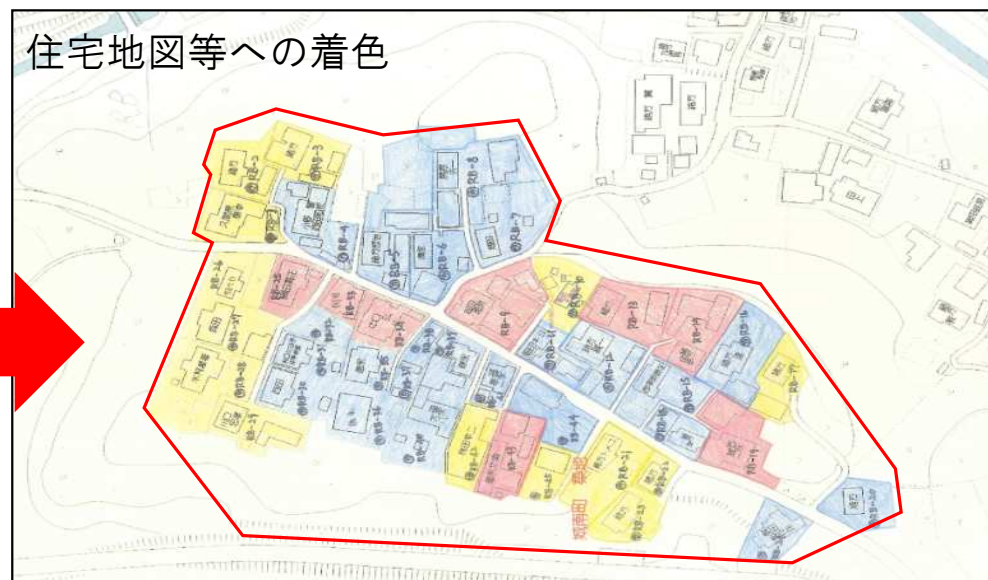
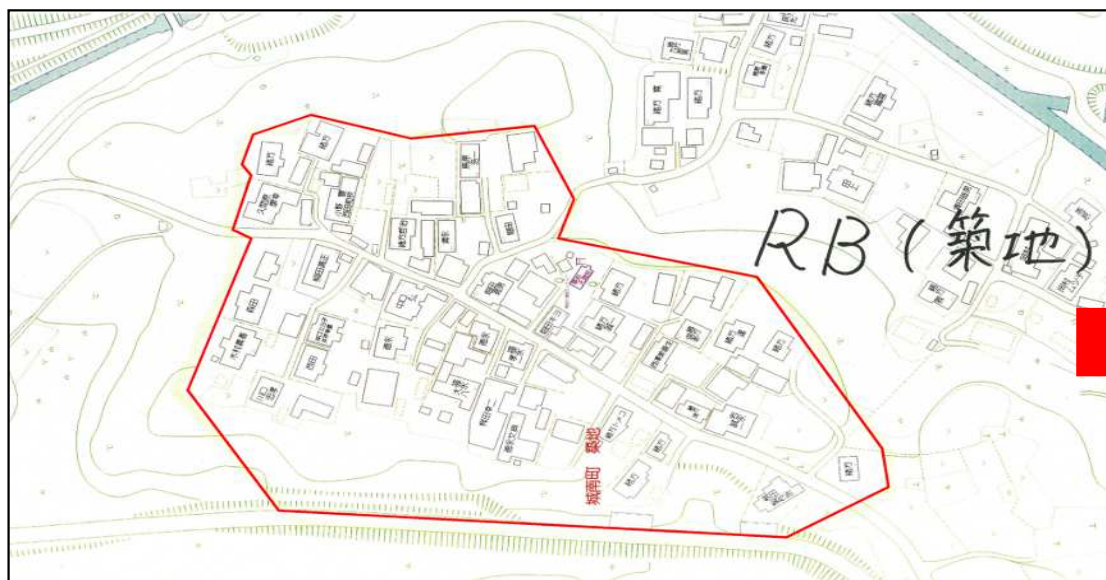
◆被災宅地危険度判定制度について



室内作業状況



住宅地図等への着色



これで被災宅地危険度判定についての説明を終わります。

ありがとうございました

質問票送付先

鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1

県庁土木部建築課監察指導係

mail jutaku2@pref.kagoshima.lg.jp